



マイナンバー 「社会保障・税番号制度」は 今どうなっていますか？

公益財団法人七十七ビジネス振興財団

マイナンバー制度は平成28年1月から利用開始になりましたが、個人の皆さんは既に12桁のマイナンバー（個人番号）の通知カードをお持ちになっていると思います。もしかすると写真付きで身分証明になるマイナンバーカードも申請されてお持ちかもしれません。一方、どのように利用されているかまだ理解が不十分、という感じもされていると思います。

今回は、いよいよ平成28年分の税の申告でよりマイナンバーを利用する機会が増えてきますので、民間事業者の立場も踏まえて、基本的な内容と具体的にどのように対応するか、マイナンバー制度がスタートした時に考えられていた方針やルールが順調に実施されているか、今後の利用拡大の内容とスケジュールについて理解を深めていきたいと思います。

1. 制度の基本的内容

「マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）です。」

社会保障・税・災害対策の3分野におよび、主な内容は以下の通りです。

マイナンバー（個人番号）

- ・・・市町村長は、住民票コードを変換して得られるマイナンバー（12桁）を指定し、通知カードにより本人に通知します。

マイナンバーカード（個人番号カード）

- ・・・市町村長は、申請により、顔写真付きのマイナンバーカードを交付します。カードは本人確認や番号確認のために利用できます。

法人番号

- ・・・国税庁長官は、法人等に法人番号（13桁）を指定し、通知します。法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能です。

個人情報保護

- ・・・法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管は禁止です。国民はマイナポータルで、情報連携記録を確認できます。

情報連携

- ・・・複数の機関間において、それぞれの機関ごとにマイナンバーやそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用するしくみです。

マイナンバーの利用分野		
社会 保 障 分 野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用
	税分野	国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用
	災害対策分野	被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 被災者台帳の作成に関する事務に利用
<p>▶ 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定める事務に利用(番号法(※)第9条第2項)。</p>		

表および図はすべて「政府広報オンライン」より

2. 民間事業者の対応

既に昨年より、社会保障・税・災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要ですので、適切に該当する個人からマイナンバーの提示を受けて、各種関連する法定帳票や被保険者資格取得等にマイナンバーを記載し保管もしくは提出されていることと思います。

その時特に注意しなければならないこととして、法律で定められた目的以外で利用できませんので、十分配慮が必要です。

では、マイナンバーがどのような場合利用されるか、具体的な例をあげてみましょう。

民間事業者として最も身近な例としては、従業員の方（パートやアルバイトも含む）の税や社会保険の手続きです。しかし、マイナンバー制度は社会保障・税・災害対策の3分野におよぶ利用ですので、より多くの場面で対応が求められます。

個人のライフイベントごとに分けてみますと、

<子 供> まず子供が誕生しますと、マイナンバーが通知されます。親は出産育児一時金や児童手当などの申請時に必要となります。



<学 生> 学生が奨学金を申請するときにも、貸与元の機関へ提示が必要です。またアルバイトする場合もバイト先へ必要になります。



<社会人> 企業等に就職した場合には、税の源泉徴収や雇用保険などの社会保険関係の手続きのため、勤務先へ届けます。
確定申告などの時にも、申告書に記載のうえ税務署へ提出します。

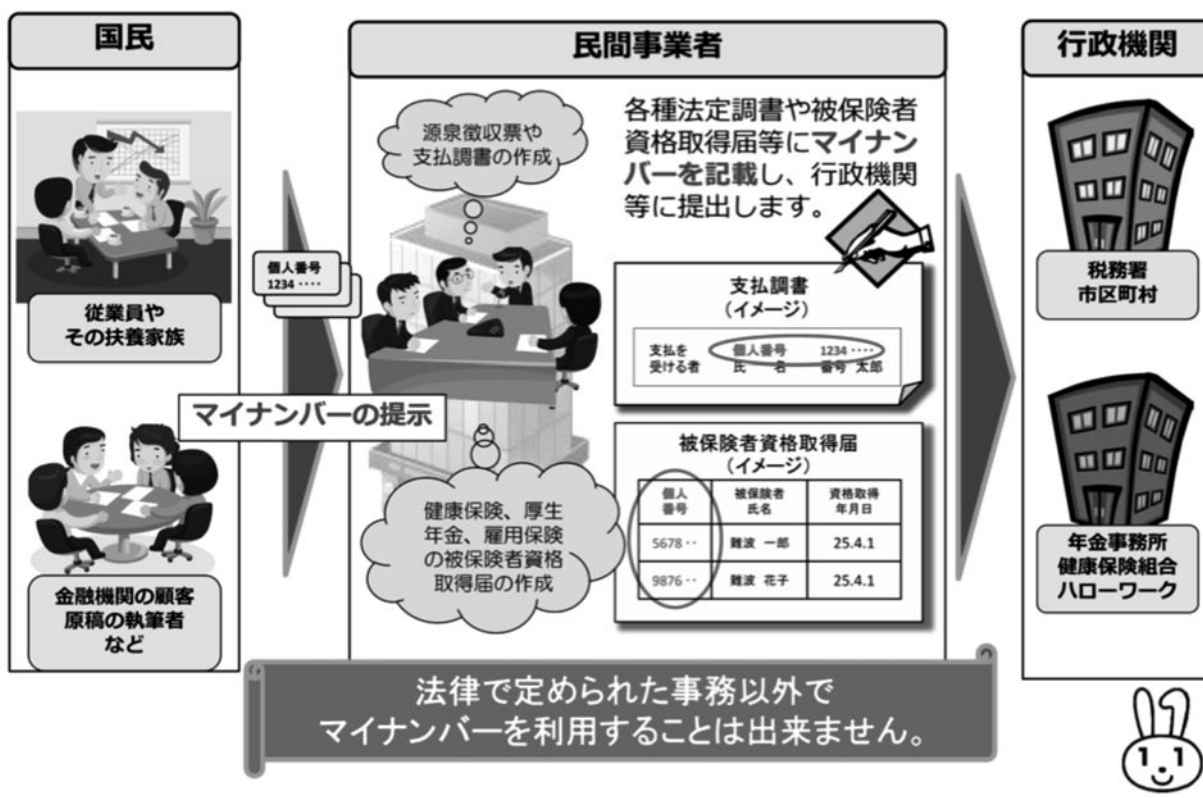


<退職後> 福祉や介護の手続きで市町村へ提出します。雇用保険の失業等給付の手続きでは、ハローワークへの届けが必要になります。
年金の給付手続き等のため日本年金機構への届け出も必要です。

<その他> 災害のあった場合に、その支援を受けるため市町村へ届け出が必要です。
生命保険、損害保険、共済金の受け取りの場合に保険会社へ、また資産運用でもその手続きの際に銀行や証券会社に必要になります。

このように個人の代表的な例を挙げただけでも、さまざまなケースでマイナンバーの提示や確認が求められます。さらに、ほとんどが法定帳票に類するものとなりますので、マイナンバーを利用するには十分な注意と正しい届け出に心がけてください。また、民間事業者の担当者の方は、マイナンバー法の施行後法律の改正や各種（行政）届け出書類や申請書類、帳票の様式変更が行われていますので、所管官庁の情報に留意してください。

民間事業者での対応



(ご参考)

マイナンバーの提供を求められる主なケース

法律に基づき、社会保障や税の行政事務に利用するため、勤務先や金融機関等からマイナンバーの提供を求められることがあります。

※マイナンバーを提供する際は、個人番号カード等の本人確認書類をご用意ください。なお、下記の提供を求める者から電話をかけてマイナンバーの提供を求めることはありません。

※民間事業者がマイナンバーを目的外で利用したり、行政機関と民間事業者のデータベースがネットワークでつながることもありません。

※マイナンバー制度の導入後も、行政機関が処理できる個人情報の種類は今までとおり法令に基づくものに限定されており、行政機関が何でも把握できるようになるものではありません。

提供を求める者 (※代理人又は委託を受けた者も含む)	提供する必要がある者
勤務先	<ul style="list-style-type: none"> 給与、退職金などを受け取る方 厚生年金、健康保険及び雇用保険の資格を取得される方 国民年金の第三号被保険者(従業員の配偶者) など
契約先 (契約先企業、講演等の主催企業 など)	<ul style="list-style-type: none"> 報酬、料金、契約金を受け取る方 など (例: 土業、外交員、集金人、保険代理人、馬主、プロスポーツ選手、ホステス等への報酬、社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬、原稿料、講演料、画料 など)
不動産業者等 (不動産仲介料、不動産使用料(家賃)を支払う法人)	<ul style="list-style-type: none"> 不動産業者又は法人から年間100万円超の不動産譲渡の対価、又は年間15万円超の不動産仲介料もしくは不動産使用料(家賃)を受け取られる方
金融機関等 (銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社、先物取引業者、金地金販売会社 など)	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関で株、投資信託、公社債などの証券取引をされている方 (※平成30年以降、預貯金口座への付番を開始予定。ただし、番号の提供は任意。) (※既存口座で行う証券取引については、平成28年以降3年間の猶予あり。) 非課税適用の預貯金・財形貯蓄をされている方 国外送金又は国外からの送金の受領をされる方 生命保険契約・損害保険契約(支払額100万円超の死亡保険、年間支払額20万円超の年金保険、支払額100万円超の一時払い特約・満期返戻金特約等)、又は共済契約をされている方 先物取引(FX取引等)をされている方 信託会社に信託されている方 1回200万円超の金の地金を売却される方 非上場株の配当を受け取る株主 など
税務署、日本年金機構、ハローワーク、労働基準監督署、都道府県、市町村、全国健康保険協会、健康保険組合	<ul style="list-style-type: none"> 社会保障、税、災害対策に係る行政手続を行う方 (例: 生活保護、雇用保険の申請、健康保険給付の申請、平成28年分以降の税の確定申告等)

3. マイナンバー制度の実施状況と今後の利用拡大のスケジュール

- (1) マイナンバー制度は、平成25年の法律が成立した時から平成28年の利用開始に向けて、制度構築のためロードマップにもとづき作業が進められてきました。実施状況は、**A.制度そのものの構築**について、**B.制度のインフラであるシステム構築**について、**C.国民の懸念する個人情報保護**の3点で見たいと思います。ただし、まだ制度すべての作業が完了していませんので、現在は必要な分野でマイナンバーの登録が進んでいるといったところでしょう。

A 制度構築

平成25年	5月	マイナンバー関連四法成立
平成27年	6月	マイナンバー法改正
〃	9月	個人情報保護法改正
〃	10月～12月	マイナンバーの通知、法人番号の通知・公表 ※当初は11月中終了予定でしたが、一部12月までかかりました
平成28年	1月	マイナンバー利用開始、マイナンバーカード申請受付および交付

B システム構築

国民全員を対象とする番号制度であり、3分野におよびかつ複数の政府省庁や地方公共団体にまたがり情報連携することから、十分な検討と安全性の確保が図られています。

平成25年～27年	システム調査、設計、開発、単体テスト
平成28年	総合運用テスト ※平成29年の情報提供ネットワークシステム・マイナポータルの運用開始を目指しています。当初1月を予定していましたが、7月以降順次開始に変更

C 個人情報保護

個人一人ひとりに固有の番号であり成りすまし防止の点から、その情報の管理に十分な安心・安全性確保への要望がなされ、対応が図られました。

平成28年	1月	個人情報保護委員会設置（委員は国会の同意が必要） 特定個人情報の取り扱いに関する監視・監督やネットワークシステムの監査を行います ※平成29年中のマイナポータルの運用開始で情報提供等の記録の確認が可能となります
-------	----	---

- (2) 次に、今後のスケジュールおよび利用拡大の中身ですが、マイナンバーの利用自体と関連するマイナンバーカード・マイナポータルについて現在予定されている項目は以下の内容です。

A マイナンバー

- 社会保障分野では、年金に関して平成28年11月より日本年金機構のマイナンバー利用が可能となりました
→ 今後準備が整い次第ですが相談・照会ができるようになり、利用促進が図られます
- 現在は預貯金口座にマイナンバーのひも付きはありません。
→ 平成30年よりマイナンバーの付番（任意）が始まります
- 医療等分野において段階的運用が平成30年から開始されます。
- 戸籍業務や証券分野等において公共性の高い業務への拡大が平成31年に向けて検討されます

B マイナンバーカード

平成28年から申請により交付されていますが、従来の住民基本台帳カードが活用されなかった点もふまえ、より利便性を向上させた機能が検討されています。

- 身分証や社員証としての利用を促し、各種公的資格の確認機能を持たせること

○公的個人認証やICチップの民間開放

→平成29年以降キャッシュカード、クレジットカードとして利用検討

○健康保険証としての利用の段階的運用が平成30年から開始されます。

C マイナポータル

主にマイナンバーに関連した個人情報を自ら確認できるポータルサイトで、利用者はネット上で自身の社会保険料などの納付状況や行政機関が自分のマイナンバーに関わる情報をどのように取り扱ったか確認できるようになります。

○情報提供記録表示、自己情報表示、プッシュ型お知らせサービス、ワンストップサービスの提供

→平成29年7月から項目毎に順次運用開始

○特定健康診断データの個人による電子的利用

→平成30年目途

以上の内容を表にしたのが、次の表です。多岐にわたり、時期的にも色々な項目が並行して実施されますので参考にしてください。

マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)					
2015年 (H27年)	2016年 (H28年)	2017年 (H29年)	2018年 (H30年)	2019年 (H31年)	2020年 (H32年)
マイナンバー	番号の通知	【2016年1月から順次】 マイナンバーの利用開始 ・社会保障分野（失業給付申請、日本年金機構への相談・照会） ・税分野（28年分所得の申告書、法定調書等への記載） ・災害対策分野（被災者台帳の作成）	▼【2017年7月から】 情報提供ネットワークシステムの本格運用開始 【2018年～】○預貯金口座への付番 日本年金機構は、2017年5月末までの間で政令で定める日までは、マイナンバーの利用ができない		
マイナンバーカード	交付申請受付開始	【2016年1月から】 マイナンバーカードの交付 ▼【2016年4月から】 国家公務員身分証一元化。地方公共団体・独法・国立大学法人・民間企業の社員証としての利用の検討も促す ▼【2016年1月以降順次】 各種免許等における公的資格確認機能を持たせることを検討。旧姓併記等の券面記載事項の充実	▼【2017年以降】 キャッシュカード・クレジットカードとしての利用の実現に向けて検討 公的個人認証・ICチップの民間開放、地方公共団体による独自利用	▼【2018年度から段階的運用開始】 医療等分野における番号	
マイナポータル	マイナポータルの構築		【2017年から順次、同年7月から本格運用開始】 マイナポータルの運用開始 ・情報提供等記録表示・自己情報表示・プッシュ型お知らせサービス・ワンストップサービスの提供 具体的には、 ・国民年金保険料のワンクリック免除申請 ・医療費通知を活用した医療費控除申告手続きの簡素化 ・税・社会保険料のクレジットカード納付 ・e-Taxやねんきんネット、民間サービスとの連携 ・電子私書箱機能を活用したワンストップサービス（引越・死亡等のライフイベントなど）の提供 ・テレビ・スマートフォン等利用チャネル拡大	▼【2017年7月以降】 子育てワンストップサービスの実施 ▼【2018年を目途】 特定健診データを個人が電子的に把握・利用可能に	

4. 最後に

マイナンバー制度は国が実現すべき社会を目指して導入した制度であり、その目指す社会構築のため着実な制度として安定した運用が図られることを期待していますが、皆さんが本格的な運用が始まったと感じられるのは情報提供ネットワークが稼働する今年7月以降になると思います。今後のスケジュールやその進捗状況にも、国民一人ひとりが気にかけていくことが大事だと思います。

